

令和7年7月29日
総務部総務課

庁舎移転時の物品事故の報告について

1 主旨

旧第一庁舎の区長応接室に掲額していた元区長肖像画5点について、令和7年6月の保有備品の現物照合時に所在確認できない状況となった。

その後、倉庫等の搜索や職員への聞き取りから、区長室の新庁舎移転前日（令和6年4月19日）に職員が撮影した映像から掲額が確認でき、移転時に滅失したと推定されることから、移転時における経緯等について報告する。

2 移転時における滅失の経緯

令和6年4月19日 職員が撮影した映像から区長応接室に掲額を確認

4月20日 区長室移転の際に滅失（推定）

令和7年6月18日 保有備品の照合中に所在確認できない備品があることが判明

18日～倉庫等の搜索、職員への聞き取り

7月 8日 担当所管部からの報告により区長室移転時に廃棄場所へ元区長肖像画等を運んだ記憶のある委託先作業員がいることが判明

3 滅失の内容

個 名 称	規 格	取得年月日
油彩（5点） 額縁（1点）	（1）田村元区長肖像画 （2）長島元区長肖像画 （3）佐野元区長肖像画 （4）大場元区長肖像画 （5）大場元区長肖像画額縁 （6）熊本元区長肖像画 （額縁含む）	（1）～（3）不明 （4）平成15年7月31日 （5）平成15年7月25日 （6）平成23年8月24日

（1）～（3）は備品登録されていないため、取得年月日は不明。

4 滅失に至った要因

本庁舎等整備に伴う移転時には、新庁舎への運搬を要するものには移転先を指示するラベルを貼付することとなっていたが、元区長肖像画については、本庁舎等整備工事における完全竣工後の掲額を想定していたため、東Ⅰ期棟竣工後の移転においては掲額を予定しておらず、移転後の保管についての検討が漏れ、移転時の管理が行き届かず、ラベルの貼付が漏れていたこと。

掲額場所を日常的に使用している所管課（物品管理規則第18条使用者：秘書課長）と備品管理を行う所管課（物品管理規則第7条物品管理者：総務課長）が異なり、備品管理における認識が希薄であったこと。加えて、移転時における連絡調整不足により掲額したまま移転作業を進めてしまったこと。

また、令和6年5月移転後の保有備品の照合作業において、現物照合を怠ったことにより事故の発覚の遅れにつながった。

5 再発防止に向けて

今回の事故は庁舎移転という特殊な状況下で生じた稀なケースである。

今後の大規模な庁舎移転においては、今回のような事態を生じさせないために、日常的に備品が設置されている場所を管理している所管課長（使用者）が、その備品に係る管理責任を負うことをより明確にする。

また、今後の保有備品の照合作業においては、物品管理者が使用者から備品の現状を記録した報告を求め、相互に確認することで再発防止に努める。

6 今後の対応

滅失した元区長のご家族及び肖像画制作者などの関係者に対して謝罪を行うとともに、滅失した肖像画についてはご意向も確認しながら、Ⅲ期棟竣工(令和11年度)前までにデジタル化など新たな手法を含め検討する。